

業務説明書 6 (3) に関する留意事項及び評価について

- 1 現地調査は、測線長（路線長×車線数）10 km程度を想定しており、調査区間等の詳細は、選定通知時に別途通知する。
- 2 現地調査（路面下空洞調査（非破壊検査）【一次調査】）（以下、一次調査）は、令和7年8月8日（金）から令和7年8月28日（木）までに実施し、技術力評価書類等を提出すること。なお、技術力評価書類等提出後の調査結果の追加・変更及びハンディ調査は認めない。
- 3 現地調査（スコープ調査【二次調査】）（以下、二次調査）は、令和7年9月下旬から令和7年10月上旬（予定）を想定している。
- 4 二次調査は、別途業務として各者と業務委託契約を締結する。なお、その契約を辞退した者は、特定手続きを辞退したものと見なし特定者とししない。
- 5 二次調査は、一次調査で各者が申告した箇所を、その者が行うことを原則するが、複数者が同一箇所を申告した場合は、該当箇所の調査実施者を発注者が指定する。なお、二次調査は発注者が立ち会う。
- 6 二次調査を行う際の、警察への道路使用許可申請書及び交通誘導員の手配・埋設企業との調整は、各者が実施するものとする。
- 7 詳細な調査内容等については、4の契約時に別途通知する。なお、複数者による同一箇所の申請か否かを確認するため、様式11-2の異常箇所状況写真のうちの路面写真には、縦横の大きさを記入すること。
- 8 技術力評価書類等に関連して取得した情報については、発注者に帰属するものとする。
- 9 現地調査の実施時は、周辺の交通状況や歩行者等に影響や危険が及ばないよう、十分配慮し、仮に第三者に損害を及ぼした際は、その者がその損害を補償しなければならない。